

野焼きは 禁止 です

問い合わせ先 環境整備課
(☎43-7237)

野焼きは、不完全な焼却施設などによる屋外での焼却行為のことで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止です。ドラム缶・ブロック積み・穴を掘っての焼却も、野焼き行為となります。一般家庭から出るごみの焼却も野焼きに該当します。野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、焼却すれば必ず煙が発生します。洗濯物ににおいがついたり、乳幼児のいる家庭やぜんそくなど呼吸器系の病気の人にとっては、非常に迷惑となります。焼却しないで処理するようにしましょう。苦情などが寄せられた場合は行政指導を行います。

野焼き禁止の例外（一部）

	例外となる廃棄物の焼却	例
①	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんどなどの地域の行事における廃材などの焼却など
②	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が行う凍霜害防止のための稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などで、廃ビニールは不可
③	たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微な焼却	たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材などの焼却など

※③の軽微な焼却とは、煙の量やにおいなどが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことを言います。



例外的に焼却する場合でも、焼却する場所・時間・風向きなどに十分注意し、他人の迷惑とならないように努めてください。

3月1日～7日は 春の火災予防運動

空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる時季です。地域で身近に潜む火災危険を取り除き、未然に防ぎましょう。

◎住宅防火いのちを守る3つの習慣・4つの対策

- 3つの習慣**
- ▷寝たばこは絶対にやめましょう。
 - ▷ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使いましょう。
 - ▷ガスコンロなどの火気器具のそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

- 4つの対策**
- ▷逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
 - ▷寝具や衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
 - ▷火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備えましょう。
 - ▷お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

福山地区消防組合は、福山市・府中市・神石高原町の観光地とコラボレーションした動画を制作しました。住宅用火災警報器設置維持促進ソング「明るい明日のために」に合わせて全国消防イメージキャラクターの消太君が福山地区消防組合管内の観光地を回りながら春の火災予防運動を展開します。

観光地の風景を楽しみながら、火災予防のポイントを学ぶことができる内容となっています。QRコードから視聴できます。



問い合わせ先 福山地区消防組合消防局予防課 (☎084-928-1192)、市役所危機管理室 (☎43-7211)